

大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会 令和7年度 第2回定例会議 議事概要

- 1 開催日時 令和8年2月2日（月）午前10時00分から午後12時00分まで
- 2 場 所 大阪赤十字会館4階 401会議室
- 3 出席委員 5名
- 4 審議対象期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで
- 5 会議の概要 令和7年度第1回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数1,799件）のうち、委員が抽出した8件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格400万円（令和7年4月30日までは250万円）を超えるもの
測量・建設コンサルタント等業務	予定価格200万円（令和7年4月30日までは100万円）を超えるもの
委託役務業務	予定価格200万円（令和7年4月30日までは100万円）（物件の借入れについては150万円（令和7年4月30日までは80万円））を超えるもの
物品購入	予定価格300万円（令和7年4月30日までは160万円）を超えるもの

- 6 審議の結果 これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。
- 7 委員からの質問とそれに対する回答 別添のとおり

【抽出事案一覧】

入札方式等		案 件 名	契約金額(円)
1	建設工事 一般競争入札	大阪府生野警察署新築空調設備工事	399,993,000
2	建設工事 一般競争入札	大阪府生野警察署新築衛生設備工事	261,107,000

入札方式等		案 件 名	契約金額 (円)
3	委託役務 一般競争 入札	共通基盤 (パブリッククラウド) サービス提供業務	386,361,389
4	委託役務 随意契約	共通基盤 (パブリッククラウド) サービス提供先行実施 業務	105,935,036
5	委託役務 随意契約	共通基盤 (パブリッククラウド) サービス提供先行実施 業務	49,405,499
6	委託役務 一般競争 入札	法人申告書等の印刷及び封入封かん業務 (単価契約)	92,265,168
7	委託役務 一般競争 入札	府税に係る還付発生 (充当) 通知書等の印刷及び封入封 かん業務 (単価契約)	40,795,986
8	委託役務 随意契約	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリ ング支援業務	107,800,000

※契約期間：「3」はR8.4.1～R11.5.31、「4」はR7.4.1～R8.3.31、「5」はR6.11.25～R7.3.31。

別 添

《令和7年度第2回定例会議抽出事案 質疑応答要旨》

【大阪府生野警察署新築空調設備工事 他1件】	
委員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>応札者不足を踏まえ、対象事業者のランク拡大など、様々な対策を講じているが、事業者はより利益の確保できる案件に応札するため、府も市場動向を鑑みて金額や条件を設定すべきではないか。</p>	<p>建設物価が高騰していることは認識しており、発注に当たっては直近の単価の採用や見積を徴取して予定価格を設定している。国の積算基準があるため、大きく逸脱することは難しいが、現状に合わせて対応していきたい。設備工事は民間発注が活発であり、本事案では過年度の入札結果を踏まえ、機械設備工事を種類に応じて分離し、対象事業者のランクを拡大して発注したもの。分離しても専門性の高い事業者が参加し、品質が確保できるように配慮している。</p>
<p>警察署の建替えは計画的に進めていると考えられるが、例えば、これらを複数年の枠的な予算とし、執行に当たって柔軟な予定価格や工期設定を行うなどの対策はとれないのか。</p>	<p>建替えの計画は施設所管部署が策定し、老朽化したものから1棟ずつ建替えが必要であるか議論を行った上で予算措置がなされている。複数の警察署がまとめられればよいが、現状では難しいと考えられる。</p>
<p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>機械設備工事の応札者が減少している状況を踏まえ、対策を講じる必要があると認識している。今後は、発注見通しの早期公表に努めるとともに、余裕期間制度の本格実施に向けて検討していきたい。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本事案は、過年度の同種工事が入札不落となったことを踏まえ、機械設備工事を空調設備と衛生設</p>	

備の2つの工事に分割し、対象事業者にBランクを加えることや、工事着手前の準備期間を多く確保できる「余裕期間制度」を試行導入するなど、参加者を増やすよう改善を図ったものの、一者入札となったものである。一者入札となる要因としては、官民とも全国的に大規模プロジェクトが多く進められており、契約金額の上昇や、数年前から事業者を囲い込んでいることがあるとのことである。本事案の入札においては、入札参加者を確保するために改善方策を講じていることは評価できるものの、工事の分割によりランクを拡大する方策は、現状の入札参加者不足の根本的な解決にはなっておらず、さらに状況が悪化した場合は、品質の確保も困難になるのではないかと懸念される。公共施設は、地域社会を支えるインフラであり経済性を踏まえつつ機能性、安全性、耐久性のバランスを取ることが必要である。公共施設を計画的に整備するためには、少なくとも民間の契約条件と同程度とするなど、事業者の入札参加意欲を高めていく必要があるのではないかと懸念される。このためには、予算、入札、契約条件、工期設定など、契約全般にわたって見直しや改善を検討されたい。

【共通基盤（パブリッククラウド）サービス提供業務 他2件】

委員質問	担当課等回答
<p>令和6年度に発注した最初の契約（案件5）が随意契約となっている理由は何か。</p>	<p>当初、令和6年度から入札に付す前提で検討を進めていたが、初めてのクラウドサービスかつ単価契約の案件であったため、契約手法等の検討に時間を要し、既存サーバのリース終期が迫る中、クラウドに係る環境を構築して移行させる必要があったため、随意契約を締結したものである。</p>
<p>パブリッククラウドのプラットフォームは先の随意契約で構築されているにもかかわらず、令和8年度向けの入札（案件3）に係る仕様書では、既存のプラットフォームでなくとも対応可能とした理由は何か。</p>	<p>各業務システムのパブリッククラウド環境への移行は、既存のプラットフォーム以外を導入した場合に作業が発生するが、事前の検討段階では対応可能と判断されたため、他のプラットフォームの機会を提供した方が公平性を確保できるとともに、府にとってもメリットがあると考えたもの。</p>
<p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>本事案は初めてのクラウドサービスの発注であり、参考事例がなかったため契約手続に苦慮した面があった。今回で様々な整理がなされたことから、次回発注では十分な期間を確保して進めていきたい。</p>

《講評》

本事案は、府の庁内ネットワーク上で稼働する業務システムに対し、令和8年度からクラウド上のサーバ環境を一元的に提供するため入札に付したが、前事案の受注者による一者入札となったものである。この業務は、令和6年度から構築及び運用を複数年契約で行う計画であったが、複数年契約の予算確保ができなかったことから、令和5年度に行った「大阪府パブリッククラウド集約化スモール

サービス事業」の受注者と随意契約を行い、翌年度についてもクラウドサービス上で稼働している業務システムの移行作業が継続するとの理由で同事業者と随意契約を行っている。本事案は、その後継契約であり、前述のとおり入札により同事業者と契約している。本来は、令和6年度の発注において、構築、システム移行、運用を一体的な複数年契約として入札すべきであったと考える。これを行わず単年度ごとの随意契約としたことにより、業務仕様に無理が生じ、短期間で構築や移行を複数回行わなければならないケースが生じるなど、後続の契約にも大きく影響している。システム関係業務は、特に受注者の固定化を招きやすいことから、今回の状況を多角的に検証し、今後同種の案件を発注する際は、最適な調達方法により競争性を確保した入札とされたい。検討状況等について、次回の定例会議において報告されたい。

【法人申告書等の印刷及び封入封かん業務（単価契約） 他1件】

委員質問	担当課等回答
<p>本事案において手書きの申告書等を郵送しているとのことであるが、対象者はどの程度あるのか。</p>	<p>令和4年度に実施した調査では、申告件数約30万件のうち9割が電子申告となっており、残り1割の電子申告を行っていない法人のうち、本府様式にて手書きで申告している納税者は3割程度存在している。また、納付書は全ての納税者に郵送している。</p>
<p>電子化が進んでいる中ではあるが、今後も本事案の必要性はあると思われる。納税者に申告書等の送付の意向を確認するなど、業務全体の見直しが必要ではないか。</p>	<p>本府では、納税を促すこと等を目的に申告書等を郵送しているが、他府県では申告書等を全てに送付しているのではなく、納税者の意向に基づいて対応している例もある。本事案では、データの受渡方法の拡充やデータ形式の追加等の改善を行っているが、他の納付方法を周知するなど、業務全体の見直しも必要であると考えている。</p>
<p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>一者による受注が継続していることは課題であると認識している。今後は、複数者が入札参加できるように、仕様書等の棚卸的な見直しに努めていきたい。</p>

《講評》

本事案は、税務関係の申告書等の帳票と封筒の印刷及び封入封かん業務であり、2案件とも一者入札となったものであるが、3年前の前回発注も同様の状況となっている。帳票等の印刷及び封入封かんの業務は、多くの事業者が行うことができるものであるが、一者入札が続いている原因は、事業者側の人員体制及び設備のキャパシティが限られていることや、一部の帳票作成に対応する設備がないことなどが挙げられる。多くの納税者は、申告書の作成を会計ソフトウェアや電子申告システムで行っている状況であるにもかかわらず、手書き用の申告書を作成し郵送しているなど、長く一者入札が継続していることも踏まえ、仕様内容に新規参入者を阻害するような要因がないのか、業務を棚卸的に見直す必要があるのではないかと。本事案については、業務内容の分析を行った上で、入札に係る仕様の見直しを行うなど、多くの事業者が入札参加できるように改善を図っていただきたい。検討状況等について、次回の定例会議において報告されたい。

【大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリング支援業務】

委員質問	担当課等回答
<p>本事案の受注者は監査法人であり、財務・会計面の専門性は高いと考えられるが、設計・建設の技術面のモニタリング支援はどのように対応しているのか。</p>	<p>本事案の受注者は、設計・建設モニタリング支援を協力会社に再委託することで専門性を確保し、体制は一級建築士等の専門家で構築されている。仕様書において、技術面の業務主任者等は再委託先の者とする事ができる旨を明記している。</p>
<p>財務・会計面と技術面のモニタリング支援を分けて発注するのではなく、一括の業務とした理由は何か。</p>	<p>I R事業は大規模な事業であり、区域整備計画には、財務、設計・建設をはじめとした幅広い内容を含むことから、各分野の連動性も踏まえ事業全体を把握して、特に専門性を有する部分を一括して支援を受けられる事業者へ委託することが不可欠であるため、一体的に発注したものである。</p>
<p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>本件については、契約上の特段の問題点等はないと考えているが、競争性を確保する観点も踏まえ、複数者からの応募があることがより望ましいと認識している。次回の契約にあたっては、業務内容や求める提案の趣旨等をより分かりやすく提示し、複数の事業者から企画提案を受けられるよう、引き続き検討を進めていく。</p>

《講評》

本事案は、大阪・夢洲地区の I R 事業について、府・市が整備計画の財務、設計・建設モニタリングを実施するに当たって技術面等の支援を行う業務であり、公募型プロポーザル方式で発注したものの、応募者が前業務の受注者の 1 者となったものである。モニタリング支援業務については、2 年前に同業務を公募型プロポーザル方式で発注しており、改めて公募を行った理由は、I R 事業が建設工事の段階に入るにあたって、設計・建設モニタリングの支援業務が必要となったためである。しかしながら、本事案においては、設計・建設モニタリング支援業務について再委託を認めており、業務主任者も再委託の範囲とされている。公募型プロポーザルは、事業者の知見やノウハウを基にした技術提案により業務仕様を確定させるものであって、受注者自身が業務を行うことが基本であり、再委託は限定的に行うべきと考える。やむを得ず再委託を認める場合は、技術提案時に提案事業者から再委託の有無を確認するなど、最適な事業者選定に努められたい。また、今後は、I R 事業の進捗に応じて業務内容や求める提案の趣旨を明確に提示し、複数の事業者から企画提案を受けられるよう、充分精査した上で発注するよう努められたい。

《令和7年度第2回定例会議 総評》

人件費や資材などの物価高騰や技術者等の人材不足により、従来の予定価格の算定方法や契約条件では、民間の契約条件に比して不利な状況が生じていると考えられる。この状況が続くと、公共調達そのものが成り立たなくなることも危惧されるため、予定価格の算定方法や契約条件の改善について検討をされたい。入札や契約にあたり、事業の内容やスケジュールについて十分な検討がなされていないものが見受けられる。このような状況で調達を行うと、入札や契約条件に無理が生じ、適正な契約による効率的な事業推進が困難になると考える。調達にあたっては、予算要求の段階から事業の内容やスケジュールを検討・整理し、最適な調達方法となるよう心掛けられたい。委託契約における再委託については、すべてが否定されるものではないが、事業者選定の趣旨を損なうことなく、業務の品質の確保、業務の効率性、経済性などを考慮し、適正な範囲で行うこととされたい。

《令和7年度第1回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告》

【大阪府立国際会議場構内情報通信網設備改修工事（その2）】	
講 評	担 当 課 等 報 告 [事務局より報告]
<ul style="list-style-type: none"> ・本事案は、当初の入札で応札した6者のうち2者が予定価格超過、4者が最低制限価格未満で失格となり、再入札において再び2者が予定価格超過となったため、入札不落による随意契約を締結したものである。 ・当初の入札における応札者は、予定価格超過と最低制限価格未満の2群に分かれていたことから、事業者間で施工体制の差や設計図書等の解釈に幅があったのではないかと考えられる。 ・また、本事案の施工は年末に限られ、機器製作を含んでいるにもかかわらず、8月公告、10月契約となっており、準備期間が短いことから、多くの事業者の辞退を招き、結果として入札不落となったのではないかと考えられる。 ・本事案のように特殊な環境で、かつ、施工時期が限られるなどの難易度が高い案件については、十分な準備期間を確保し、設計図書等を分かりやすくするとともに、適切な予定価格とすることにより、多くの事業者が参加できる発注となるよう努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、設計と工事を同一年度で実施しており、設計を3月に入札公告～開札、4月から設計業務を着手し、図面完成後の8月に工事の当初入札公告を行った。 ・入札不調不落のリスクが考えられる案件は、2か年での事業計画として初年度に設計業務、2年目の年度当初に工事を発注するスケジュールとし、入札不調の場合に再度入札公告する猶予を確保する対応も検討したい。 ・現在、同施設における電気設備改修工事が新たに予定されており、令和8年度に実施設計、令和9年度に工事発注とする2か年事業計画として関係課と現在調整中。